

〔三省錄附言〕水藩の檜山氏が慶安五年四月十五日より同廿二日まで○註 水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が江戸より水戸江下りたりし時分の賄料請取品、直段書付、并入用を玄るしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也。○中略

一らうそぐ 拾挺 壹挺ニ付 代貳拾四文ヅ、

〔諸問屋再興調二十〕今般諸色直段引下ダ御主意に而、問屋再興被仰付、荷物仕入引請高商法相立候ニ付、生蠟問屋共直段引下ダ候ニ付、地掛蠟燭之儀も左之通引下ダ賣買仕候。

一代錢百文ニ付上蠟燭 是迄掛目三拾貳匁之處 引下ダ三拾四匁

一同百文ニ付中蠟燭 是迄掛目三拾四匁之處 同 三拾六匁

一 同百文ニ付下蠟燭 是迄掛目三拾六匁之處 同 三拾八匁

右之通引下ダ賣捌申候、猶此上生蠟直段引下候得バ、右ニ准じ私共儀も引下ダ方仕、其時々可申上候、以上、

嘉永四年九月

地掛蠟燭屋
田佐久間町四丁目字八店
會津屋
甚助印人○外二

〔大安寺伽藍緣起并流記資財帳〕合蠟燭肆拾斤捌兩通物
〔日本新永代藏〕千貫目持の印判おして深き心

下男燭臺挑燈の掃除して流れつきたる蠟を、塵塚にすつるを、市助是を私に下されませといふ、大所につかはるゝ下男、いらばとつていきなと願にてゆるしけるを、市助ながれを集め奉書の反古を四五枚もらひ、是にやうべと包みあまるをとかくして、一禮いひて大津へもどりがけに、京極の蠟燭屋に立よつて、是を賣らんといふに、元來上々生蠟のながれなれば三百七十文につけるを、色々と玄みて四百三十五文に賣、蠟をわたし、反古は入なりととつて歸り、○下略